

市川市耐震診断助成制度

マンション耐震診断士を募集します！

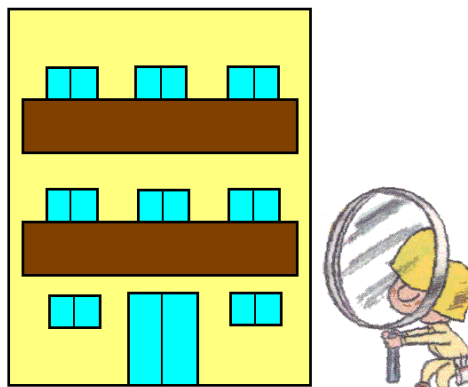
～ 市民の耐震診断・耐震改修をバックアップ！ ～

市川市耐震診断助成制度に基づきマンション耐震診断士として市川市に登録すると、「市川市マンション耐震診断士名簿」に登載され、その名簿は市川市建築指導課窓口や市川市ホームページにて掲載され、市民に閲覧されます。

耐震診断士は、本制度を利用して耐震診断を受けようとするマンションの管理組合の依頼に対して、予備診断又は本診断を実施し、診断報告書の作成を行うと共に耐震性についてのアドバイスを行ないます。

また、市川市耐震改修助成制度に基づき、耐震改修設計の依頼に対し最も効果的な補強方法の検討を行い、設計図書の作成を行います。耐震改修工事における工事監理の依頼に関しては適切な工事の監理を行い、監理報告書を作成します。

なお、市川市耐震診断助成制度は「市川市耐震診断助成事業実施要綱」に基づき実施されるものであり、市川市耐震改修助成制度は「市川市住宅の耐震改修の助成に関する要綱」に基づき実施されるものであります。



●登録条件【(1)～(4)のすべてに該当する方です。】

- (1) 建築士事務所に勤務している一級建築士であること。
- (2) (一社)日本建築構造技術者協会から建築構造士としての認定を受けていること若しくは建築士法第10条の2の2第1項に規定する構造設計一級建築士証の交付を受けていること又は過去3年以内にマンションの耐震診断及び耐震補強の設計の実績があること。
- (3) マンションの耐震診断を行うことができるようにするための都道府県が開催する耐震診断に関する講習会若しくは(一財)日本建築防災協会が開催する耐震診断に関する講習会又は市長がこれらと同等と認める講習会の課程を修了していること。
- (4) 登録を受けることについて、勤務する建築士事務所の同意を得ていること。

●耐震診断

マンションの耐震診断については、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第1項の規定に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。）（別添）第1の第2号の規定又は（一財）日本建築防災協会が発行した指針等に定めるところに従い行うものとします。

●登録申請方法

「市川市マンション耐震診断士名簿登録申請書」に必要書類を添えて、市川市建築指導課まで提出して下さい。（必要な添付書類は申請書に記載しています。）

●登録申請期間

名簿登録は申請受付順となります。

※市川市建築指導課窓口の名簿と市川市ホームページにて確認下さい。

電話での問合せには応じかねます。

●登録証の発行

上記申請期間に登録申請された方は、登録証を郵送いたします。

参考：対象となるマンション

ア 市内に現に存する1棟の建築物であること。

イ 人の居住の用に供する建築物で、専有部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分をいう。以下同じ。）の区分所有者（同条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が2人以上存するものであること。

ウ 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であること。

エ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造であること。

オ 地上階数が3以上であること。

カ 当該建築物の延べ床面積に対し、居住の用に供する部分の延べ床面積の占める割合が2分の1を超えること。

キ 延べ床面積が1,000平方メートル以上であること。

ク 過去に当該補助を受けた建築物でないこと。

ケ すべての専有部分の合計数に対し、現に居住の用に供する専有部分の合計数の占める割合が5分の4以上であること。

コ 設計図書（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第6項に規定する設計図書をいう。）のうち、構造に関する図書が現に存在すること。

（お問合せ先）

市川市 街づくり部 建築指導課 Tel 047-712-6337